

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道事業審議会委員の委嘱等に関する規程（令和6年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第7条第2項中「昭和25年名古屋市条例第32号」を「令和7年名古屋市条例第42号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。